

「店頭外国為替証拠金取引 契約約款」の一部改正について

下線部変更

(2019年11月18日)

現 行	変 更 後
<p>第1条 (約 諾)</p> <p>(省 略)</p> <p>(3) 本取引の申込者がお客様本人であることを証するため、お客様は、<u>申込書に次のⅠからⅢの書類のうちいずれか1つに加え、①から⑥までの書類のうちいずれか1つもしくは、⑦から⑫までの書類のうちいずれか2つを添付するものとする。</u>ただし、お客様が法人である場合には、<u>次の⑪および⑫の書類ならびに当該取引担当者に係る①から⑩までの書類のうちいずれか1つを添付するものとします。</u></p> <p><u>Ⅰ 個人番号カード (複写)</u></p> <p><u>Ⅱ 通知カード (複写)</u></p> <p><u>Ⅲ 住民票 (複写もしくは写し：個人番号が記載されている発行日から6ヶ月以内のもの)</u></p> <p><u>① 運転免許証 (複写)</u></p> <p><u>② 外国人登録証明書 (複写)</u></p> <p><u>③ 住基カード (複写)</u></p> <p><u>④ 在留カード (複写)</u></p> <p><u>⑤ 個人番号カード (複写)</u></p> <p><u>⑥ 旅券 (複写)</u></p> <p><u>⑦ 健康保険証 (複写)</u></p> <p><u>⑧ 住民票 (複写もしくは写し：発行日から6ヶ月以内のもの)</u></p>	<p>第1条 (約 諾)</p> <p>(現行通り)</p> <p>(3) 本取引の申込者がお客様本人であることを証するため、お客様は、<u>当社に本人確認書類等をご提出いただくものとします。ご提出いただく本人確認書類等について詳しくは当社ホームページをご確認ください。</u></p>

現 行	変 更 後
<p>⑨印鑑証明書（複写もしくは写し：発行日から6ヶ月以内のもの）</p> <p>⑩年金手帳（複写）</p> <p>⑪登記簿謄本または登記事項証明書（写し：発行日から6ヶ月以内のもの）</p> <p>⑫印鑑証明書（写し：発行日から6ヶ月以内のもの）</p> <p>（省 略）</p>	<p>（現行通り）</p>
<p>第4条（自己責任およびリスクの確認）</p> <p>（省 略）</p> <p>（6）主要国の祝日や、ニューヨーククローズの間際、週初めのオープン間際における取引、あるいは、<u>普段から流動性の低い通貨での取引は、マーケットの状況によっては、通常よりも不利なレートを提示せざるを得ない可能性やレートの提示が困難になる可能性があり、これらの場合、お客様が保有する建玉を決済することや、新たに建玉を保有することが困難となるおそれがあること。また、天変地異、戦争、政変、為替管理政策の変更および同盟罷業により、取引が困難または不可能となるおそれがあること。</u></p> <p>（省 略）</p>	<p>第4条（自己責任およびリスクの確認）</p> <p>（現行通り）</p> <p>（6）主要国の祝日や、ニューヨーククローズの間際、週初めのオープン間際における取引、あるいは、流動性の低い通貨での取引は、マーケットの状況によっては、通常よりも不利なレートを提示せざるを得ない可能性やレートの提示が困難になる可能性があり、これらの場合、お客様が保有する建玉を決済することや、新たに建玉を保有することが困難となるおそれがあること。また、天変地異、戦争、政変、為替管理政策の変更および同盟罷業により、取引が困難または不可能となるおそれがあること。</p> <p>（現行通り）</p>
<p>第8条（本取引に係るサービスの提供方法）</p> <p><u>お客様は、当社が本取引に係る次の各号に掲げる事項を含むすべてのサービス（以下「本サービス」という）について、インターネットを通じてオンラインでお客様に提供します。</u></p> <p>（省 略）</p>	<p>第8条（本取引に係るサービスの提供方法）</p> <p>当社が本取引に係る次の各号に掲げる事項を含むすべてのサービス（以下「本サービス」という）について、インターネットを通じてオンラインでお客様に提供します。</p> <p>（現行通り）</p>

現 行	変 更 後
<p>第14条（決 済）</p> <p>本取引において、お客様が保有する未決済建玉は、差金決済によって決済するものとします。なお、サービスによっては通貨の受渡しによる決済も可能です。通貨の受渡しの可否については、説明書に定めることとします。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>第14条（決 済）</p> <p>本取引において、お客様が保有する未決済建玉は、差金決済によって決済するものとします。なお、サービスによっては通貨の受渡しによる決済も可能です。通貨の受渡しによる<u>決済</u>の可否については、説明書に定めることとします。</p> <p style="text-align: center;">（現行通り）</p>
<p>第16条（事故の取扱い）</p> <p>当社は、金融商品取引業等に関する内閣府令第118条および第119条に規定する事故（以下「事故」という）が発生した場合、当該事故の結果と当該事故が発生しなかった場合の本来の結果との差額について、次の通り処理いたします。</p> <p>（1）お客様が益勘定となった場合は、<u>原則として</u>、当該益金相当額をお客様の証拠金預託額から差引く。</p> <p>（2）お客様が損勘定となった場合は、当該損金相当額をお客様の証拠金預託額に組入れる。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>第16条（事故の取扱い）</p> <p>当社は、金融商品取引業等に関する内閣府令第118条および第119条に規定する事故（以下「事故」という）が発生した場合、当該事故の結果と当該事故が発生しなかった場合の本来の結果との差額について、<u>原則</u>、次の通り処理いたします。</p> <p>（1）お客様が益勘定となった場合は、当該益金相当額をお客様の証拠金預託額から差引く。</p> <p>（2）お客様が損勘定となった場合は、当該損金相当額をお客様の証拠金預託額に組入れる。</p> <p style="text-align: center;">（現行通り）</p>
<p>第31条（改訂および承認）</p> <p>本約款および説明書は、法令および諸規則等の変更または監督官庁の指示その他必要が生じた場合は、改訂されることがあります。この場合、当社はすみやかにその内容をホームページ上で開示するものとし、重要な改訂については、書面またはメールをもってお客様に通知するものとします。</p>	<p>第31条（改訂および承認）</p> <p>本約款および説明書は、法令および諸規則等の変更または監督官庁の指示その他必要が生じた場合は、改訂されることがあります。この場合、当社はすみやかにその内容をホームページ<u>もしくはマイページ</u>上で開示するものとし、重要な改訂については、書面またはメールをもってお客様に通知するものとします。</p>

現 行	変 更 後
<p data-bbox="375 141 568 174">(以下、省 略)</p> <p data-bbox="724 215 810 248">以 上</p> <p data-bbox="576 356 802 389"><u>平成30年 7 月 2 日</u></p>	<p data-bbox="1043 141 1267 174">(以下、現行通り)</p> <p data-bbox="1417 215 1503 248">以 上</p> <p data-bbox="1294 356 1493 389"><u>2019年11月18日</u></p>